





ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入居者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 673 単位) 要介護2 ( 722 単位) 要介護3 ( 770 単位) 要介護4 ( 818 単位) 要介護5 ( 867 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 700 単位) 要介護2 ( 752 単位) 要介護3 ( 802 単位) 要介護4 ( 852 単位) 要介護5 ( 903 単位)							
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 691 単位) 要介護2 ( 741 単位) 要介護3 ( 791 単位) 要介護4 ( 840 単位) 要介護5 ( 890 単位)							
		d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 ( 777 単位) 要介護2 ( 825 単位) 要介護3 ( 875 単位) 要介護4 ( 922 単位) 要介護5 ( 971 単位)							
		e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 809 単位) 要介護2 ( 860 単位) 要介護3 ( 911 単位) 要介護4 ( 961 単位) 要介護5 ( 1,012 単位)							
		f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 848 単位) 要介護3 ( 898 単位) 要介護4 ( 947 単位) 要介護5 ( 998 単位)							
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 596 単位) 要介護2 ( 640 単位) 要介護3 ( 683 単位) 要介護4 ( 728 単位) 要介護5 ( 771 単位)							
			b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>							要介護1 ( 702 単位) 要介護2 ( 745 単位) 要介護3 ( 789 単位) 要介護4 ( 832 単位) 要介護5 ( 876 単位)
										(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>								要介護1 ( 825 単位) 要介護2 ( 877 単位) 要介護3 ( 927 単位) 要介護4 ( 977 単位) 要介護5 ( 1,028 単位)
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,015 単位)							
		(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 847 単位) 要介護3 ( 895 単位) 要介護4 ( 943 単位) 要介護5 ( 992 単位)							
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 825 単位) 要介護2 ( 877 単位) 要介護3 ( 927 単位) 要介護4 ( 977 単位) 要介護5 ( 1,028 単位)									
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,015 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,257 単位)						+60単位			
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算 (I)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)									

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1 (1,029 単位) 要介護2 (1,097 単位) 要介護3 (1,164 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,296 単位)	×70/100		-12単位		×90/100		+90単位 (7日間を 限度)	片道につき +184単位
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)									
b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)											
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)										
b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1 (860 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位)											
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (767 単位) 要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位)	×70/100	×90/100			×90/100				
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (873 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,129 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> 要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×70/100	×90/100			×90/100				
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室> 要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)									
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> 要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)											
b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室> 要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)											
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)										
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 (I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)										

注  
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

※ 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目